

寒川町選挙管理委員会告示第12号

平成30年12月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

平成30年11月1日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 小島 信 男

登録を行う日

平成30年12月3日